

# 平成28年度第3回市川市幼児教育振興審議会

日時：平成28年10月19日（水）

午前10時00～午前11時30分

場所：市川市教育委員会会議室

## 次 第

- 1 公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部見直しに係る答申について
- 2 その他

### 【 配付資料 】

- ・ 次第
- ・ 資料1 答申書（案）

(案)

H28年10月19日  
資料1

平成28年 月 日

市川市教育委員会  
教育長 田中 庸恵 様

市川市幼児教育振興審議会  
会長 高尾 公矢

公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部見直しについて（答申）

平成28年4月20日付け市川第 20160215 - 0143 号で市川市幼児教育振興審議会へ諮問のありました標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり取りまとめたので、市川市幼児教育振興審議会条例第2条の規定に基づき答申いたします。

記

答 申

- 1 公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部見直しについて  
(1) 「公」の役割に、人材育成機能の役割を位置づけることについて

幼児教育の質の向上の取り組みを強化するため、「公」の役割に人材育成機能の役割を位置づけることが望ましい。

- (2) 教育効果を維持するための公立幼稚園の適正規模を定めることについて

幼児期の教育にふさわしい環境を維持するため公立幼稚園の適正規模を定めることは必要である。

## 1 基本の方針一部見直しの背景

現在、公立幼稚園については、平成 22 年に当審議会の答申をふまえ教育委員会が定めた「公立幼稚園のあり方に関する基本の方針」（以下、「基本の方針」と言う。）に基づき取り組みが進められている。

また、この基本の方針には「公」の役割として 4 つの役割（①特別支援教育（特別支援学級）、②教育機会の確保、③幼児教育の研究、④子育て支援施策（相談））が掲げられているところである。

なお、全国的には、急速な少子化の進行、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応するため、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指し、平成 24 年 8 月に、子ども・子育て関連 3 法が制定され、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」と言う。）が開始されたところである。

そして、新制度のもとでは、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、全ての子どもが健やかに成長するよう、より一層の質の高い幼児教育の提供が求められているところである。

このような背景をふまえ、平成 28 年 4 月 20 日、当審議会は教育委員会から基本の方針の一部見直しについて諮問を受け、3 回にわたる審議を経て今回の答申に至ったものである。

## 2 「公」の役割に人材育成機能の役割を位置づけることについて

現在、本市公立幼稚園の職員にあっては、職場で、日々、こどもと接する中で、職務に必要な知識や技術を習得するとともに、各園で実施される研修等により専門性の向上に努めている。

しかし、先述した新制度施行後は、幼児教育の重要性に関する認識の高まり、全ての子どもの健やかな育ちの保障、小学校教育との連携・接続への配慮、保護者への支援、特別支援教育など、幼児教育を取り巻く

社会状況や課題に対応した、より質の高い幼児教育の提供が求められており、そのため幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上がより一層重要とされている。

このため、今後、市川市の幼児教育の質の向上を図るためには、実践の場を一定数維持し、職場研修（OJT = オン・ザ・ジョブ・トレーニング）の機会を引き続き確保するとともに、研修等のこれまでの取り組みを一層充実させ、幼児教育に関する最新の情報を得ることなどにより、継続的に人材育成を行うことが望ましい。

なお、これを市として積極的に取り組んでいくためには、人材育成機能を「公の役割」に位置づける必要がある。

また、新制度が、全ての子どもの健やかな成長を目的としていることをふまえ、これらの人材育成の取り組みを公立幼稚園内に限らず、公立・私立の幼稚園・保育所・認定こども園が連携した研修の実施や交流の充実、研究成果等の情報共有を行うこととされたい。

なお、これらの取り組みにあたっては、教員が子どもと向き合う時間が減らないよう、また、教員に負担がかからないような体制とするなどの配慮が必要である。

### **3 教育効果を維持するための公立幼稚園の適正規模を定めることについて**

幼稚園における教育は、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域の目標を達成するよう行われている。中でも「人間関係」の目標を達成するためには、自立心や人とかかわる力を高めることができるよう、子どもが多様な人間関係を築くことができる環境が必要である。

幼稚園における集団の規模の大小によるメリット・デメリットはそれぞれに見られるが、特に園児数が少ない場合には、人間関係の固定化、グループ同士の遊びに限られるなど様々な経験の不足、就学後の集団への不安などが指摘されている。

このため、本審議会は、近年、本市公立幼稚園の園児数が減少傾向にあることをふまえ、幼児期の教育にふさわしい環境を維持するために、公立幼稚園における適正規模を定めることが必要であるとの結論に至った。

次に、このような環境を維持するためにはどの程度の集団規模が必要なのかという点についても検討を行った。

国の幼稚園設置基準では1学級の人数は35人以下を原則とする旨規定されている。

また、他自治体における適正な集団規模は概ね1学級10人～35人の範囲であり、その基準は様々であった。

審議会ではこのような状況に加え、文部科学省の委託研究結果、市川市の公立幼稚園職員及び保護者へのアンケート結果等を参考に、小学校への円滑な接続という視点もふまえ検討を行った。(8ページ参照)

検討の結果、学術的な調査、保護者の意向、現場で培ってきた公立幼稚園職員の知見から出てきた結果は、大きく異なることはなかった。これらの状況を総合的に判断し、公立幼稚園における1学級の人数はおおむね20人～35人が適正であるとの結論に至った。

また、同学年の学級数については、同様の比較検討の結果及び人間関係の固定化を防ぐという観点からも2学級(複数学級)はあったほうがよいと考えられた。

なお、適正規模を維持するために適切な対応を図ることは当然であるが、特に、適正規模を下回り、以後の園児数の増が見込まれないなど休廃園の対応を検討せざるを得ない場合には、保護者の幼稚園選択に支障が出ないように配慮する必要があるとともに、対応の過程で単学年となる場合は近隣園等と連携し異年齢児交流を積極的に行うなど、教育環境の著しい低下を招かない対応が望ましい。

## 4 その他

当審議会では、諮問事項の審議を進める中で、それらに関連する課題についても議論を行い、その結果を次のように取りまとめたので、今後、幼児教育振興施策を展開するにあたっての参考にされたい。

### (1) 幼児教育の振興体制の整備について

幼稚園・保育所・認定こども園などの区分に関わらず、市川市の全ての子どもが一層質の高い幼児教育を享受できることが必要であるため、行政組織等の一元化を図るなど、新制度の趣旨をふまえ、より総合的・効率的な幼児教育の振興体制を整備されたい。

なお、一元化を図る場合にあっても、教育の専門性を有する教育委員会が幼児教育の質の向上に継続的にかかわり、市長部局と連携し取り組みを進められるよう体制を整備されたい。

### (2) 基幹園の扱いについて

平成 22 年に決定された基本的方針には公立幼稚園のうち 3 園を基幹園として残し公の役割を果たすとしているが、幼児期にふさわしい教育環境の担保は全ての公立幼稚園において求められるため、基幹園においても適正規模を下回る場合はその対応が必要となると考える。

しかし、「公の役割」を果たすことは今後も必要であることから、市全体として、その機能を保持するよう努力されたい。

### (3) 就学前における特別支援教育の充実について

近年、少子化傾向にある中で、特別な配慮を必要とする子どもは増えており、インクルーシブ教育システムの構築や障害者への合理的配慮の提供が求められるなど、特別支援教育の一層の充実が必要となっている。

このため、市内の公立・私立の幼稚園・保育所・認定こども園が連携し、市全体の就学前における特別支援教育をさらに充実できるよう取り

組みを進められたい。

以上

市川市幼児教育振興審議会

会 長	高尾 公矢
副会長	駒 久美子
委 員	中村よしお
委 員	吉田 英生
委 員	緑谷 一樹
委 員	増田 実菜
委 員	大塚 光子
委 員	余瀬佐和美
委 員	生田やよい
委 員	北原友美子
委 員	羽原 智春
委 員	松本 浩和
委 員	末廣 治彦



**参考資料**

**1 公立幼稚園のあり方に関する基本的方針（平成 22 年 教育委員会）**

<b>基本的 方向性</b>	<p>○ <b>当面、北部・中部・南部の 3 園を基幹園として残し、「公」の役割を果たす</b>          〈基幹園 3 園〉 百合台・大洲・南行徳幼稚園</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特別支援教育（特別支援学級）</li> <li>② 教育機会の確保</li> <li>③ 幼児教育の研究</li> <li>④ 子育て支援施策（相談）</li> </ul> </td> <td style="border: none; vertical-align: middle; font-size: 2em;">}</td> <td style="border: none; vertical-align: middle;">公の役割</td> </tr> </table> <p>○ <b>その他の園については、廃園可能となった園から順次、廃園を検討していく</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹園を除く公立幼稚園については、今後の就園状況や私立幼稚園を含めた地域の実情、バランス、周辺幼稚園の受け入れ可能状況等を配慮しながら、廃園可能な園から順次廃園を検討していく。</li> <li>・ 私立幼稚園による幼児教育の推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 特別支援教育（特別支援学級）</li> <li>② 教育機会の確保</li> <li>③ 幼児教育の研究</li> <li>④ 子育て支援施策（相談）</li> </ul>	}	公の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 特別支援教育（特別支援学級）</li> <li>② 教育機会の確保</li> <li>③ 幼児教育の研究</li> <li>④ 子育て支援施策（相談）</li> </ul>	}	公の役割		
<b>短期的 方向性</b>	<p>○ <b>就園率の低い稲荷木幼稚園を廃園</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稲荷木幼稚園→H26 年 3 月末廃園を計画 園区内児童は、当面、大洲・信篤幼稚園で受け入れていく</li> </ul> <p>○ <b>就園率が低く今後も低下が見込まれる二俣幼稚園は今後の動向を見て休園を検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二俣幼稚園については、防衛省官舎の動向を見ながら決定していく</li> </ul>			
<b>将来的 方向性</b>	<p>○ <b>国の「幼稚園」「保育園」「認定こども園」の一体化施策の動向を見極め、将来像を決定する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、国が検討を進めている「幼稚園」「保育園」「認定こども園」の一体化施策（子ども・子育て支援新システム）の動向を見極めた上で決定していく。</li> </ul>			

※ 稲荷木幼稚園は平成 26 年 3 月末廃園  
 二俣幼稚園は平成 28 年 4 月から休園

## 2 幼稚園における1学級の子ども的人数について

### (1) 基準等

		1学級の子ども的人数	
		上限	
幼稚園	国の基準 *1	35人	
	市川市の運用	35人	
小学校 *2		35人（1年生）	

\*1 幼稚園設置基準（昭和31年12月13日）

平成7年2月8日改正により40人から35人へ引き下げ。

\*2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年5月1日）

平成23年4月22日改正により1年生は40人から35人へ引き下げ。

### (2) 適正規模

	1学級の適正規模	
	下限	上限
国の委託研究結果 *3	20人	30人
市川市立幼稚園職員へのアンケート結果	20人～25人	29人～35人
市川市立幼稚園児の保護者へのアンケート結果	25人	35人

\*3 平成23年度文部科学省委託「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」（平成24年3月 社団法人全国幼児教育研究協会）